

令和5年（2023年）度行政評価シート【個表】

令和 5 年 6 月 23 日

評価対象事業		評価者	みどり公園課長 秋山崇	
都景-10	緑地取得事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	みどり公園課
		<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	3-(1) みどり	施策の方針	3-(1)-①緑の保全等

1 事業の目的

対象	緑の基本計画に基づく保全すべき緑地や、特別緑地保全地区内の土地の所有者
意図	都市緑地法に基づく買入れの申出に伴う取得及び法指定前の緑地保全の緊急対応のため。
効果	保全すべき緑地を確保する。

2 令和4年度(2022年度)に実施した事業の概要

・鎌倉近郊緑地特別保全地区内における行為の不許可処分に伴う買入れ申出により、都市緑地法第17条第1項に基づき緑地を買入れた。  
 ・令和4年度を始期とする新たな社会資本総合整備計画に沿って、社会資本整備総合交付金を得ながら保全すべき緑地の買入れを進めた。

3 事業を構成する事務事業(最小事業)実績

枝番号	事務事業	実施した主な事業 (主な経費等)	指標(単位)	令和4年度		令和5年度	達成度
				指標(実績値/目標値) 事業費(決算/当初)(千円)		指標(目標値) 予算額(千円)	
01	緑地特別保全地区緑地取得事業	鎌倉近郊緑地特別保全地区土地公有財産購入費、不動産鑑定評価業務委託	近郊緑地特別保全地区の買入れ面積(ha)	26 / 26	26	26	100.0%
				40,096 / 41,311	41,311	0	
02				/			
03				/			
04				/			
05				/			
06				/			
07				/			
08				/			
09				/			
10				/			
		財源内訳	国県支出金	21,871 / 21,871	21,871	0	
			地方債	16,100 / 16,100	16,100	0	
			その他特定財源	2,125 / 3,340	3,340	0	
			一般財源	0 / 0	0	0	
			<b>事業費の合計(千円)</b>		<b>40,096 / 41,311</b>	<b>41,311</b>	<b>0</b>
			<b>人件費(千円)</b>		<b>7,596</b>	<b>7,793</b>	

4 この事業に関わる職員数(毎年度4月1日時点)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
正規職員等	1.0	1.0	1.0	1.0		
会計年度任用職員	0.0	0.0	0.0	0.0		

## 5 評価結果

### (1) 最小事業評価

枝番号	事務事業	指標分析の推移、目標未達の理由	上位施策にどう寄与したか、構成する事業としての妥当性	事業実施上の課題、改善点
01	緑地特別保全地区緑地取得事業	令和3年4月1日時点で新たに0.80haの買入れ申出を受けたため、令和3年度から目標値を26.09haに変更している。 令和3年度に買入れ申出を受けた案件について、令和4年度の事業実施により、全ての申出に対応できたことから目標達成となった。	法に基づく事業として実施しているものの、買入れの対象とする近郊緑地特別保全地区は緑の基本計画に基づき指定したものであり、緑地を保全するとして施策の方針に沿った取り組みとなっている。	今後も、特別緑地保全地区内(近郊緑地特別保全地区を含む)の民有地において、新たな買入れ申出がなされる可能性があり、財源として活用していた緑地保全基金が減少している状況において、一般財源からの予算確保が必要となっている。 土地の所有者からの申出を受け法に基づき買入れを行う事業であり、事業の成果を買入面積で測ることにはなじまないと考える。
02	0			
03	0			
04	0			
05	0			
06	0			
07	0			
08	0			
09	0			
10	0			

### (2) 視点別評価

効率性	事業費の削減余地はないか	1 事業費の削減余地はない
	事業の外部化(民営化・業務委託等)はできないか	3 外部化ができる事業はない
	関連・類似する事業の統合はできないか	3 統合できる事業はない
妥当性	各事業の実施に対する市民ニーズはあるか	4 市民ニーズを計ることはなじまない
	民間によるサービスで代替できる事業はないか	4 法令等により、市に実施が義務付けられている
有効性	事業の上位施策に向けた貢献度はどうか	1 目的達成のために適切な手段(最小事業)である
公平性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入
		△-2 受益者はいるが、今後も公費により全額市が負担すべきものである
協働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施
		△-2 市民等と協働して実施する事業はない 協働実施済の場合のパートナー

### (3) 総合評価 ※最小事業評価を踏まえて、今年度以降の取組方針等を記載する

【今後の方針】	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 改善・変更	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	<input type="checkbox"/> 縮小	<input type="checkbox"/> 休止・廃止
<p>・都市緑地法に基づく土地の買入れ申出への対応は、法に基づく義務的なものであり、今後の買入れ申出への対応が必要となることから、事業を継続する。</p> <p>・法に基づき実施しており、事業費には国庫補助を充てながら行政が負担していく。</p>					

【参考】

◎事業実施に係る主な指標

指標(単位)	近郊緑地特別保全地区の買入れ面積						単位	ha
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
緑地取得のため	目標値	25	26	26	26	26	26	
	実績値	25	25	26				
	達成率	100.0%	96.2%	100.0%				

指標(単位)							単位	
指標設定理由	年次	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
	目標値							
	実績値							
	達成率							

◎他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項								
団体名	鎌倉市	横浜市	川崎市	藤沢市	茅ヶ崎市	横須賀市	葉山町	三浦市
他市実績	131.0ha	202.0ha	0.0ha	0.0ha	0.0ha	244.0ha	33.2ha	65.0ha

当該事業実施に伴う 他市比較に関する考え方	<p>・都市緑地法に基づく緑の基本計画の策定と同計画による施策展開は、どの自治体においても取組が行われている状況である。</p> <p>・近郊緑地特別保全地区及び特別緑地保全地区の指定については、他の自治体と比較して、人口や市域面積を考慮すると相当に実績が高く、都市緑地法に基づく買入れ申出を受ける可能性は高い。</p>
--------------------------	--